

議員提出第4号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成29年3月28日

提出者

足立区議会議員	新井	ひでお
同	長井	まさのり
同	くじらい	光治
同	白石	正輝
同	針谷	みきお
同	前野	和男
同	鴨下	稔
同	鈴木	けんいち
同	小泉	ひろし
同	くぼた	美幸
同	おぐら	修平
同	工藤	哲也

足立区議会議長 高山のぶゆき 様

(提案理由)

足立区組織条例の改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和 3 1 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務部」の次に「、危機管理部」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に総務委員会の委員である者は、この条例による改正後の足立区議会委員会条例第 2 条第 2 項第 1 号に定める総務委員会の委員になるものとし、当該委員の任期は、この条例による改正前の足立区議会委員会条例第 2 条第 2 項第 1 号に定める総務委員会の委員の残任期間とする。